

会則に対する追記、修正事項について

【休会】

第 11 条-2 項 休会申請は、翌事業年度から有効とする。

※ 以下項番号を繰り下げる。

34 項 休会の期間は、原則として最長で 3 年とする。

67 項 第 11 条-4 項の休会期間を終了した後、さらに休会期間の延長を希望する場合は、1 年毎に役員会の承認を得なければならない。休会延長届を支部長又は本会事務所宛に提出し、休会の申請をしなければならない(本会ホームページの休会延長届入力フォームを利用することも可)。

8 項 休会延長を認められた者は、休会延長届を支部長又は本会事務所宛に提出しなければならない(本会ホームページの休会延長届入力フォームを利用することも可)。

【除名】

第 13 条-2 項 除名されたものは復会できない。

※ この条を第 4 章(コンプライアンスに関する規定)から第 3 章(支部員)に移動し、第 13～第 16 条の条番号を繰り下げる。

【支部費】

第 30 条-1. 年会費 10,000 円

但し、30 才未満の学生支部員は、入会登録時に身分を証明する学生証を提示することで、~~0,000 円とする~~支部費の支払を免除される。

【関西展運営費】

第 31 条-2. 白日会関西展招待券等の送付

【陳列】

第 37 条 本部で選出された巡回作家地方巡回展選拔者、関西展での受賞者、特別会員は通期展示、その他の出品者は前期・後期に振り分けて展示される。

【展示資格】

第 38 条 本部が選出する巡回作家を除き、~~関西展で展示されるためには支部員であることが必須となる。~~白日会関西展での展示資格は次の通りとする。

1. 各年度 4 月末日時点で、支部費及び関西展運営費を支払済であること。

~~但し、本部によって巡回作家に選出された支部員は、この限りではない。~~

2 項 本部によって地方巡回展選拔者に選出された場合であっても、支部費及び関西展運営費を本会則に定める期日までに支払わなければならない。

※ 以下項番号を繰り下げる。